

## こども医療・ひとり親医療・重度医療の手続きについて

福祉3医療制度（こども医療・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療）は、対象者が医療機関で支払う診療費等を助成する制度です。新規の方は、住民福祉課に申請し、認定を受けると受給者証が交付されます。対象となる方でも、申請がないと受給証が交付されず、助成を受けることができませんので、ご注意ください。

- 令和8年1月より、埼玉県内において精神2級手帳所持者の自立支援制度にかかる自己負担額が、重度心身障害者医療費の支給対象となっています。未申請の方は申請をお願いいたします。
- 氏名・住所・保険の資格等の変更があった場合は、届出が必要となります。
- 受給者証が更新を迎える方には新しい受給者証を送付いたします。原則手続不要ですが、書類の提出が必要な方もいますので、ご了承ください。
- **問合せ** 住民福祉課 ☎82-1226

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度（50歳未満）」があります。

### ● 保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に申請し、承認されると次のように保険料の納付が免除になります。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書と合わせて日本年金機構から送付されますので、期限内に納付してください。

### ● 保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

### ● 申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

令和8年度の免除申請は令和8年7月1日（水）より申請可能となっています。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

- **問合せ** 住民福祉課 ☎82-1226  
秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

## 国民健康保険【資格確認書等】の一斉更新について

現在お使いの「資格確認書、資格情報のお知らせ」は7月31日に有効期限を迎えるため、マイナ保険証の保有状況に合わせて下記のとおり郵送します。※いずれも7月中旬郵送予定

- **マイナ保険証を持っていない人** 資格確認書（カード型）を特定記録郵便で郵送します。
- **マイナ保険証を持っている人** 資格確認のお知らせ（A4サイズの通知）を郵送します。
- **有効期限について**

お送りする通知の有効期限は令和8年8月1日から令和9年7月31日です。ただし、下記の条件に当てはまる方は有効期限が異なります。有効期限が近づきましたら別途通知します。

・70歳になる人⇒70歳到達月の末日まで ・75歳になる人⇒75歳の誕生日前日まで

- **問合せ** 保健衛生課 ☎82-1777